

障害者医療費助成制度 9月は更新の月です

9月は、障害者証の更新月です。現在お持ちの障害者証は、8月31日で期限が切れます。次の方には、新しい障害者証(黄色)を8月下旬に送付します。

市長のこゝろ

夏の計画
家族で二泊の旅行をするつもりで、それぞれの希望を聞いた。まずは猫をどうするか。一匹ではかわいそう。誰か一人残るべき。おじいさんに頼んだら等々。次は日程。社会人の息子は、休暇が決まっていると強く主張。土日は宿泊費が高い、高速が込む等々。とにかく大家族の意見集約は大変である。なんとかかまこまったが、皆、何らかの不満を抱えたまま。民主主義には100%の満足はない。議会前に家庭内民主主義で疲れてしまった。小平市長



小林正則

新しい障害者証は、9月1日からお使いください。期限切れの障害者証(水色)は、9月以降に返却してください。

- ①市民税が非課税の方：④表示があります(入院時の食事療養費の負担のみ)
- ②所得制限基準額内の方：①(郵)と④の表示があります(医療費の1割負担と入院時の食事療養費の負担)
- ※①、②以外の方には、障害者証の更新が不要です。

心身障害者医療費助成制度助成事由消滅通知書を送付します。

※身体障害者手帳1級〜3級(障がいの内容による)の65歳以上の方で、現在障害者証をお持ちでない方および市・都民税が非課税で長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方はお問い合わせください。

問合せ 障害者福祉課(健康福祉事務センター1階) ☎042(346)9540

特別障害者 手当などの 現況届の 提出を

現在、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方に、8月10日付で現況届を送付しました。

この現況届は、現在手当を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。提出期限までに提出されない場合、手当が受けられなくなり、必要事項を記入し、押印のうえ、必ず提出してください。

提出期限 9月10日(金) 提出場所 障害者福祉課(健康福祉事務センター1階) ☎042(346)9540

※聞き取りが必要な場合があるため、出張所では取り扱えません。

対象 特別障害者手当の受給者(20歳以上の方) 障害児福祉手当の受給者(20歳未満の方) 経過的福祉手当の受給者(昭和61年3月31日において20歳以上の方)

国民健康保険 ご存じですか 高額療養費制度

高額療養費制度は、被保険者の負担が多額とならないよう医療費が「自己負担限度額」を超えた場合、その超えた額を高額療養費として、あとで国民健康保険から払い戻す制度です。

高額療養費に該当する場合は、市から、原則、受診月の3か月後に高額療養費の自己負担限度額は、年齢や所得状況などにより異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



70歳未満の方 一人で同じ月内に同じ病院などに支払った一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が払い戻されます。 ※同一世帯で同じ月内に自己負担限度額を超えた

支給申請書を送付します。 ※入院時の食事代、保険診療外のもの(差額ベッド、歯科の自由診療など)は高額療養費の対象外となります。

自己負担限度額は、年齢や所得状況などにより異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

過去12か月の間に、世帯で4回以上、高額療養費に該当した場合は、多数該当の自己負担限度額を超えた

金額が払い戻されます。 入院時の窓口負担が限度額までとなる制度があります。

介護予防緊急対策室研究員) 申込み 介護福祉課地域支援係 ☎042(346)9539

問合せ 介護福祉課 ☎042(346)9540

介護予防講座 第26回 センターまつり

地域の方との交流やセンターの事業を理解していただくため、今年も開催します。

とき 9月5日(日) 午前10時〜午後3時 雨天実施

自己負担金が2万円1千円を超える場合には、世帯で合算できます。ただし、診療科が別の場合には、別計算となります。

70歳以上の方 個人ごとの通院で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、同一世帯の70歳以上の方の通院と入院で支払った一部負担金の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額が払い戻されます。

過去12か月の間に、世帯で4回以上、高額療養費に該当した場合は、多数該当の自己負担限度額を超えた

金額が払い戻されます。 入院時の窓口負担が限度額までとなる制度があります。

介護予防緊急対策室研究員) 申込み 介護福祉課地域支援係 ☎042(346)9539

問合せ 介護福祉課 ☎042(346)9540

介護予防講座 第26回 センターまつり

地域の方との交流やセンターの事業を理解していただくため、今年も開催します。

とき 9月5日(日) 午前10時〜午後3時 雨天実施

自己負担金が2万円1千円を超える場合には、世帯で合算できます。ただし、診療科が別の場合には、別計算となります。

70歳以上の方 個人ごとの通院で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、同一世帯の70歳以上の方の通院と入院で支払った一部負担金の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額が払い戻されます。

過去12か月の間に、世帯で4回以上、高額療養費に該当した場合は、多数該当の自己負担限度額を超えた

金額が払い戻されます。 入院時の窓口負担が限度額までとなる制度があります。

(仮称) 小川町一丁目 地域センター・ 児童館建設に関する 施設説明会

市では、小川町一丁目土地区画整理地内(武蔵野美術大学北側)に地域センターと児童館を併設した複合施設を建設するにあたり、次の日程で説明会を開催します。

日程 8月31日(火) 午後7時〜8時 小川公民館ホール 9月3日(金) 午後3時〜4時 上宿公民館和室1

浄化槽を
使用されている方へ
浄化槽の維持管理に
関する調査を実施

浄化槽を使用している家庭や事業所を対象に、調査員(都が委託)が訪問し、浄化槽の使用状況を伺います。また、適正な維持管理の方法などを説明する予定です。

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、水環境の保全にご協力をお願いします。

調査実施機関 (株)東京都生活環境システム協会 ☎042(589)8782 問合せ 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課施設審査係 ☎03(5388)346(9529)

問合せ 地域センターに関すること：地域文化課 ☎042(346)9812 児童館に関すること：児童課 ☎042(346)9821

問合せ 介護福祉課 ☎042(346)9540

介護予防講座 第26回 センターまつり

地域の方との交流やセンターの事業を理解していただくため、今年も開催します。

とき 9月5日(日) 午前10時〜午後3時 雨天実施

自己負担金が2万円1千円を超える場合には、世帯で合算できます。ただし、診療科が別の場合には、別計算となります。

70歳以上の方 個人ごとの通院で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、同一世帯の70歳以上の方の通院と入院で支払った一部負担金の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額が払い戻されます。

過去12か月の間に、世帯で4回以上、高額療養費に該当した場合は、多数該当の自己負担限度額を超えた

金額が払い戻されます。 入院時の窓口負担が限度額までとなる制度があります。

14-1) 費用 無料(交通費は実費) 内容 厚生労働省による「新たな高齢者医療制度」の概要説明および参加者の意見交換

申込み 9月21日(火) 申込み多数の場合は抽選

問合せ 生涯学習推進課 ☎042(346)9574

第3回 特別支援教育総合推進計画検討委員会

とき 8月31日(火) 午後2時30分

問合せ 健康センター4階 第2・4会議室

第3回 子育て支援協議会

とき 9月2日(木) 午後1時30分

問合せ 子育て支援協議会 ☎042(346)9554

申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 生涯学習推進課 ☎042(346)9574

第3回 特別支援教育総合推進計画検討委員会

とき 8月31日(火) 午後2時30分

問合せ 健康センター4階 第2・4会議室

第3回 子育て支援協議会

とき 9月2日(木) 午後1時30分

問合せ 子育て支援協議会 ☎042(346)9554

申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)



申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 生涯学習推進課 ☎042(346)9574

第3回 特別支援教育総合推進計画検討委員会

とき 8月31日(火) 午後2時30分

問合せ 健康センター4階 第2・4会議室

第3回 子育て支援協議会

とき 9月2日(木) 午後1時30分

問合せ 子育て支援協議会 ☎042(346)9554

申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 生涯学習推進課 ☎042(346)9574

第3回 特別支援教育総合推進計画検討委員会

とき 8月31日(火) 午後2時30分

問合せ 健康センター4階 第2・4会議室

第3回 子育て支援協議会

とき 9月2日(木) 午後1時30分

問合せ 子育て支援協議会 ☎042(346)9554

申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)